

(制度名：中部国際空港の設置及び管理等)

航空局空港部
関西国際空港・中部国際空港監理官

1. 制度の概要

- ・ 中部国際空港の設置及び管理
- ・ 航空保安施設の設置及び管理
- ・ 機能利便施設の設置及び管理
- ・ 附帯する事業
- ・ その他必要な事業

2. 指定、登録等の基準

○中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成10年法律第36号）

（中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定）

第4条 国土交通大臣は、第六条第一項の事業を営むことを目的として設立された株式会社であつて、次の各号に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、中部国際空港等の設置及び管理を行う者として指定することができる。

- 一 前条第一項の基本計画に従つて中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。
- 二 前条第一項の基本計画に従つて中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められる者であること。
- 三 次条第一項の規定に基づき政府が引き受ける株式を適正な価額で発行すると認められる者であること。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
中部国際空港株式会社	平成10年5月	愛知県常滑市セントレア 一丁目1番地 0569-38-7777	2の指定基準を満たすため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
<p>1. 着陸料</p> <p>1) ジェット機</p> <p>1トン当たり 1,660円</p> <p>ただし、計算して得た金額が33,000に満たない場合は、33,000円とする。</p> <p>2) ジェット機以外の航空機</p> <p>6トン以下 一律 700円</p> <p>7トン以上 1ト当たり 590円</p> <p>ただし、計算して得た金額が3,500円（回転翼航空機にあつては2,000円）に満たない場合は、3,500円（回転翼航空機にあつては2,000円）とする。</p> <p>※その他、着陸料の割引等がある。</p> <p>2. 停留料</p> <p>1トン当たり 6時間未満／無料</p> <p>6時間以降 24時間毎／200円</p>	<p>着陸料等の使用料金については、航空法に基づく届け出義務のみが課されており、積算根拠については把握する立場にないため、公表できない。</p>

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成20年9月1日現在）

中部国際空港株式会社が行う事務・事業は、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）」の「1. カ国等の出資等を受け、特定の施設の設置及び管理を目的として設立された株式会社等が行う事務・事業」に該当するため、指定制度により、その確実な実施を確保するとともに、当該事業者について基準に適合しているかどうか適切に指導・監督していく必要がある。見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き法令等に定めた基準に従い、制度の適切な運用に努めていくこととする。

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定